

# 第1章 新たな計画策定の方向性

## ① 計画策定の背景と趣旨

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、1997年（平成9年）6月に「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、環境問題を取り巻く状況の変化から、2004年（平成16年）6月に、この基本計画を改定し、「環境への負荷※が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の4つの基本目標に基づき施策に取り組んできました。

こうした取組は、一定の成果を得てきましたところですが、現在の環境行政の課題は、地球温暖化への対応や生物多様性※の保全などの地球規模の環境問題から、自動車交通に伴う排出ガスや騒音、生活排水処理などの身近な問題まで広範囲にわたっており、「三重県環境基本条例」の基本理念にある「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」ための総合的な方策が欠かせないものとなっています。

また、東日本大震災の発生とこれに続く原子力発電所の事故は、私たちを取り巻く自然への脅威や自然環境に対する畏敬の念をあらためて想起させられるものでした。私たちの社会や経済の豊かさは、それを取り巻く環境の持続可能性に大きく依存しています。三重県では、新しい「三重県環境基本計画」において、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系※や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

## ② 計画の基本的事項

### （1）計画の位置づけ

「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることとされています。

### （2）計画の性格

この計画は、三重県がさまざまな主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

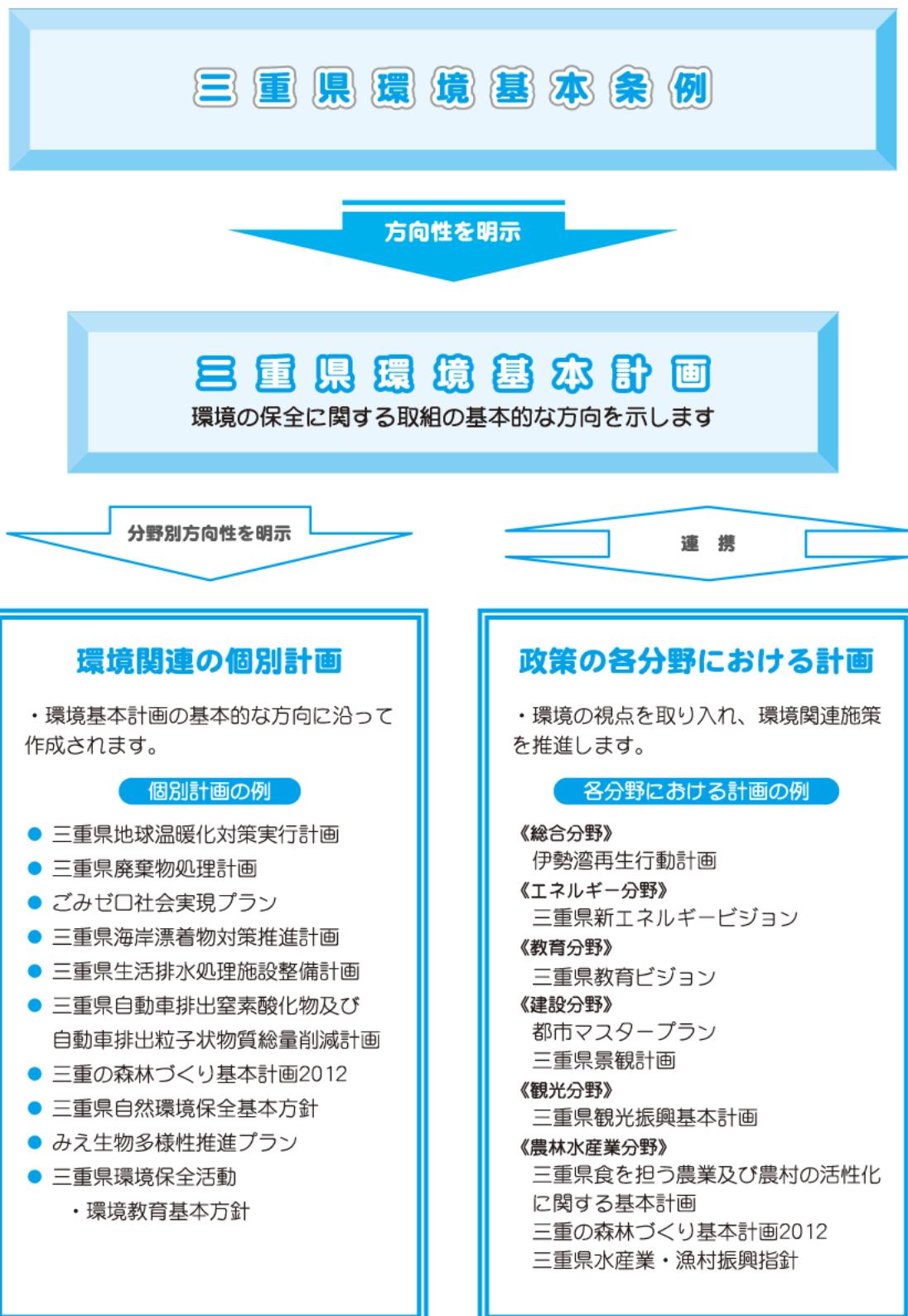
また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するため実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進を図るものです。

### （3）他の計画との関係

この計画は、「三重県地球温暖化対策実行計画」や「三重県廃棄物処理計画」、「みえ生物多様性推進プラン」等、三重県の環境保全に関する個別計画の上位計画であるとともに、環境の視点を盛り込

んだ県政のさまざまな分野における計画においても、この計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

**参考 計画の体系的位置関係図**



#### (4) 計画の目標年度と目標内容

この計画の目標年度は、2021年度（平成33年度）とします。

また、計画の性質から、目標については長期的な視点から設定を行い、めざすべき将来の姿を定性的に記述しています。

なお、この計画の下に4年程度の中長期的な取組内容を整理して、進捗管理を行う推進計画（アクションプラン）を、別途策定することとしており、この推進計画（アクションプラン）の中で中期的な数値目標も併せて設定していきます。

#### (5) 計画の構成

本章において、これまでの取組結果や環境を取り巻く時代潮流と三重県の状況を整理したうえで、この計画において「めざすべき姿」と「基本目標」を定めています。

第2章「施策体系と施策内容」では、めざすべき姿と基本目標を実現するための取組を施策として体系的に整理してその方向を示し、第3章「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」において、環境学習・環境教育※の推進、環境活動の促進、環境経営※、仕組みの的確な運用などの取組と県、市町、事業者、県民の役割、環境配慮の指針について整理しています。

そして、第4章「計画の推進」では、この計画の実施に向けた推進体制等を定めています。

## 第1章 新たな計画策定の方向性

1. 計画策定の背景と趣旨…新しい「環境基本計画」において、持続的発展が可能な社会の構築をめざす
2. 計画の基本的事項…環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスター・プラン（目標年度2021年度）
3. 2004年（平成16年）改定計画による取組結果と課題…基本目標別の取組結果と課題
4. 環境をとりまく時代潮流と三重県の状況

- (1) 環境をとりまく2つの大きな潮流  
① 低炭素社会  
② 生物多様性

- (2) 環境に関する三重県の状況  
① 三重県における課題  
② 県民の意識と環境問題への取組の状況

### 5. めざすべき姿と基本目標

#### めざすべき姿

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共に生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

#### 基本目標

- I. 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- II. 自然と共に生し身近な環境を大切にする社会づくり

### 6. 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

みえ県民力ビジョン～新しい豊かさモデルへの挑戦～の環境保全分野における展開

## 第2章 施策体系と施策内容

### 1. 施策体系 2. 施策の推進

#### 【基本目標I 「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】

- (1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止） (2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）  
(3) 大気環境の保全 (4) 水環境の保全

#### 【基本目標II 「自然と共に生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策】

- (1) 生物多様性の保全および持続可能な利用 (2) 自然とのふれあいの確保  
(3) 森林等の公益的機能の維持確保 (4) 良好的な景観の形成  
(5) 歴史的・文化的環境の保全

## 第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

### 1. 取組の視点

### 2. 分野別取組方針

- (1) ひとを育てる (2) 担い手となる主体を広げる (3) 環境経営を進める  
(4) 仕組みをより的確に運用する (5) 技術・情報基盤をより充実する (6) 環境で貢献する

### 3. 各主体の役割

- (1) 県 (2) 市町 (3) 事業者 (4) 県民

## 第4章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制 2. 計画の進行管理 3. 財政上の措置 4. 計画の見直し

### ③ 2004年(平成16年)改定計画による取組結果と課題

2004年(平成16年)改定計画では、4つの基本目標の下に14の施策分野ごとの数値目標を設定して取組を進めてきました。以下では、その取組結果と課題、数値目標の達成状況等について、基本目標ごとに取りまとめています。

#### 基本目標別の取組結果と課題

##### ① 基本目標Ⅰ 「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けて、三重県では、これまで廃棄物対策、地球温暖化の防止、大気環境の保全、水環境の保全、化学物質対策の5つの分野に取り組んできました。

これら5つの分野における数値目標のうち、廃棄物対策、大気環境の保全については目標を達成できましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全および化学物質対策については達成できていません。

とりわけ、地球温暖化の防止については、温室効果ガス\*排出量は基準年度〔1990年度(平成2年度)〕比で+10.5%〔2008年度(平成20年度)〕となっており、目標値(地球温暖化の防止については、2008年度(平成20年度)の値で目標値を設定)である+3.3%を大幅に超過していることから、より一層の削減取組が必要となっています。

また、水環境の保全については、河川の水質は改善傾向にありますが、海域における環境基準\*(COD\*)の達成率が50%前後と低く、水質の改善が求められています。

さらに近年、大規模事業場において大気、水質、廃棄物等環境法令上の不適切な対応事例が見られたことから、事業者に対して公害関係法令の遵守徹底を図る必要があります。

##### ② 基本目標Ⅱ 「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

「人と自然が共にある環境の保全」に向けて、三重県では、これまで生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保、森林・農地・沿岸海域の環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、「三重県レッドデータブック\*2005」によると、1995年(平成7年)と比べて、絶滅種および絶滅危惧種とされた野生動植物種が大幅に増えていることから、生物多様性の保全に向けた取組を早急に進めていく必要があります。一方でサル、ニホンジカなど増えすぎた野生鳥獣による農作物や森林への被害が増大しています。

また、東日本大震災における地震・津波等の被害が甚大であったことに鑑みて、森林や河川、ため池、海岸等の整備については、自然環境との十分な調和を図るとともに、防災上の機能を確保していくことが求められています。

##### ③ 基本目標Ⅲ 「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」に関する施策

「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」に向けて、三重県では、これまで身近な自然環境の保全・再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、まちづくりにおける良好な景観の形成への住民の参画や、棚田の保全活動などの農山漁村計画の維持・創造に向けた地域内

外からの支援なども求められています。

#### ④ 基本目標IV 「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

「自主・協働による環境保全活動の促進」に向けて、三重県では、これまで環境経営の促進、環境教育の充実による環境保全活動の促進、国際的な環境保全活動への協力・貢献に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することはできましたが、一部の大規模事業所でISO14001※認証取得者でありながら、環境関連の法令に違反した事例もあり、制度の適正な運用が求められています。また、低炭素社会※への対応を進めていくうえでは取組の担い手を広げていくために三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）※等の一層の導入促進が必要となっています。

### ④ 環境問題を取り巻く時代潮流と三重県の状況

#### (1) 環境を取り巻く2つの大きな潮流

##### ① 低炭素社会～温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応～

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が「地球温暖化は疑う余地がない」と判断しているように、地球温暖化問題は待ったなしの状況にあり、温室効果ガス排出量削減による温暖化の防止対策だけでなく、温暖化による気候変動への対応の必要性も指摘されています。

東日本大震災の発生によって、わが国においては、当面はエネルギー確保のための対策が必要となっていますが、京都議定書※第一約束期間の終了を目前に控え、世界規模での議論における地球温暖化に対する危機感は、かつてなく高まっています。

京都議定書を締結した時、わが国では、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの温室効果ガスの排出量の平均を1990年（平成2年）比で6%削減することとしていました。次なる温室効果ガスの排出量の削減目標が、いかなるものとなるかは今後の議論を待たなければなりませんが、東日本大震災の影響により、エネルギー確保のため、温室効果ガスの排出量の増大が見込まれる中にあっては、これまでの延長線上の取組だけでは、地球温暖化対策として有効な手段となり得ないことは明らかです。

これまででは、もっぱら環境負荷を減らすという観点からの取組等を行ってきたところですが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、今後は、再生可能エネルギー※の普及が見込まれます。

こうした動きの中で、これからは再生可能エネルギーや省エネルギー（需要管理）などのエネルギー分野を新しい成長分野としてとらえる、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成、ライフスタイルの転換など多様な視点からの取組が求められているといえます。

科学技術の進歩や時の流れは速く、地球温暖化対策における世界の動向や国の対策も変化していくことが考えられますが、限りある化石燃料の使用を出来る限り削減していかなければならぬことに変わりはありません。

そうした意味からも、われわれの社会や経済の豊かさは、それを支える地球環境の持続可能性に大きく依存していることを理解したうえで、低炭素社会への取組を、将来世代の社会や経済の豊かさへつなげるために現代社会で求めていくべき価値創造であるととらえる発想が求められています。

## ② 生物多様性～生物遺伝資源の保全と次世代への継承～

国の環境白書（平成22年版）によれば、「生物多様性」とは「一言で言うと深海から高地まで、地球上のさまざまな環境に適応した、たくさんの生き物が暮らしていること」とされています。

この生物多様性が維持・保全されていることで、私たちは食料や水等、生きていく上で必要なものを得ることができ、気候の調整や洪水緩和、水の浄化等により生物の生育環境が安定的に保たれています。

このように、私たちの生存になくてはならない生物多様性ですが、国連のミレニアム生態系評価\* [2001年（平成13年）～2005年（平成17年）]によると、過去50年で、人間活動によって、生物多様性における大規模で不可逆的な変化が発生しており、解決に向かわない場合は、将来世代が受ける利益が大幅に減少すると結論づけています。

また、わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・生育する豊かな国である一方で多くの資源を海外に依存しており、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしています。私たちは、このような事実を正しく理解していく必要があります。

2010年（平成22年）10月には、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が、日本で開催されました。わが国が議長国として主導的な役割を発揮したこの会議において、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分ルールである「名古屋議定書」が全会一致で採択されたほか、少なくとも陸域の17%、海域の10%をそれぞれ保護地域等として保全することなど20項目の個別目標を含む世界目標（「愛知目標」）も採択されました。

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一步を踏み出そうとしている今、私たち地域社会にある者もまた、人類の社会経済活動の多くが生物多様性に大きな負荷を与えていていることを深く認識し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていくことが求められています。

## （2）環境に関する三重県の状況

### ① 三重県における課題

三重県の環境政策において、大きな変革点となったのは、四日市公害への取組でした。1960年（昭和35年）頃の四日市地域では、いわゆる「四日市ぜん息」が発生し、大きな社会問題となっていました。三重県では、四日市市や三重県立大学医学部（現：三重大学医学部）などと連携して公害対策に取り組み、「総量規制\*」の県条例による実施など、県や市によるいくつかの全国に先駆けた取組が行われました。その後も、環境影響評価制度（環境アセスメント）\*を国に先駆けて実施するなど生活環境の保全に努めてきました。

また、近年においても「環境先進県」をめざして、地球温暖化や廃棄物の減量化など、新たに出現した課題に対応していくため、それまでの「三重県公害防止条例」を「三重県生活環境の保全に関する条例」に改め、「三重県産業廃棄物税\*条例」を全国に先駆けて施行したほか、「ごみゼロ社会」実現に向けた取組を進めるなど、時代に応じた環境政策を実施してきました。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方では、自動車の排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質の汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となってきています。

このほか、伊勢湾の再生など三重県域だけではなく流域の地域全体で協働しなければ解決が難しい広域的な課題や、沿岸海域の環境保全など施策横断的な課題が発生してきているほか、過去に不法投棄された産業廃棄物<sup>\*</sup>による生活環境保全上の支障等<sup>\*</sup>の存在などの課題も残っています。

自然環境についても、例えば、人の暮らしの変化の中で、身近な自然とのつながりが薄れたことによる里地里山<sup>\*</sup>里海<sup>\*</sup>の機能の喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となっています。

## ② 県民の意識と環境問題への取組の状況

三重県の県民の皆さんとの環境に関する意識も高く、三重県がこれまで実施してきた「県民一人人アンケート」においては、県民の皆さんのが重要だと考える項目において「きれいな空気」や「川や海の水質」が毎年のように調査項目中の上位となっています。

また、このアンケート（2011年度（平成23年度））における、三重県について「住みやすいと感じている点」の上位項目には、「きれいな空気（第1位：36.9%）」、「自然環境との共生（第2位：26.5%）」があがっています。これらの項目も、例年上位となっていることから、県民の多くは、三重県の豊かな自然環境や美しい生活環境に一定の満足を感じ、これらを大切に考えていることが窺われます。

こうした県民の皆さんのが高い意識が、最近では、「ごみゼロ社会づくり」への一歩となる「レジ袋の削減運動」の進展や、国や岐阜県、愛知県、名古屋市と連携したさまざまな主体の参画による「伊勢湾再生」の取組における「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の広がりなどの成果につながってきています。このように、県だけでなく、市町や県民の皆さん、事業者などのさまざまな主体の参画によって三重県の環境行政は進められてきています。

しかしながら、「県民一人人アンケート」によれば、環境関連の項目の中で「地球温暖化防止」については、重要度が高く、満足度が低いという結果となっており、県民の皆さんのが低炭素社会に向けた取組の一層の推進を求めていることがわかります。また、三重県が実施した事業推進のための意識調査において、温室効果ガスの排出抑制やごみ減量に関しては、意識は高いものの、必ずしも環境に配慮した行動に至っていないという現状も見受けられます。

もちろん、こうした課題の解決は、県や市町といった行政による取組だけでできることではありません。三重県の環境行政において、これまでに実践されてきたように、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPO<sup>\*</sup>の皆さん、行政などさまざまな主体による有機的な連携を伴った取組が求められています。

## ⑤ めざすべき姿と基本目標

### (1) 計画の基本理念

「三重県環境基本条例」第3条では、環境の保全に関する施策を進める基本理念として、次のとおり規定しています。

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

### (2) 新たな計画のめざすべき姿

基本理念に基づいて、これまでの取組結果とこれからの環境を取り巻く潮流変化や県民意識もふまえ、三重県のめざすべき姿を、次のとおり定めます。

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

自然の恵みの享受と継承を図る「自然共生社会」、温室効果ガスの排出削減に取り組む「低炭素社会」、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を図る「循環型社会\*」づくりや、大気・水環境の保全等の取組の相乗的な働きによって実現される持続可能な社会の構築をめざします。

三重県は、こうした「持続可能な社会」づくりを、県民の皆さんと力を合わせて取り組み、成果を生み出すことで、新しいものを創造していく「協創\*」という考え方によって進めていきます。

### (3) 新たな計画の基本目標

このめざすべき姿を実現するため、次の2項目を基本目標として設定します。

- ・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- ・基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

## 基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

### ● 基本目標の考え方

地球温暖化に伴う気候変動が、私たちの社会経済活動にさまざまな影響を複合的に起こす可能性が指摘されています。この問題を解決するためには、あらゆる主体が能動的に温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、技術革新や生活様式の変革、社会のイノベーション※を進め、私たちの生活における新たな豊かさを実感できるような低炭素社会を構築していく必要があります。

また、持続的に成長、発展する社会であるためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全段階において、エネルギーや資源の適正利用、化学物質の環境中への排出抑制、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用や適正処理を進めるとともに、大気・水環境等への負荷が、自然の物質循環を損なうことのないよう努めていく必要があります。

### ● 基本目標の対象とする施策の範囲

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）、循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）、大気環境の保全、水環境の保全とします。

#### 基本目標Ⅰの内容

環境への負荷がその許容量を超えないよう努めることで、気候変動、大気環境、水循環の安定化が図られるとともに、廃棄物の排出ができる限り抑えられることで、私たちの生活の豊かさが実感できる社会となることをめざします。

## 基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

### ● 基本目標の考え方

わが国における戦後の急激な開発、中山間地域における人口減少と自然資源の利用の変化、そして経済・社会のグローバル化等を背景として、生物多様性における3つの危機（①人間活動や開発による危機 ②里地里山等における人間活動の縮小による危機 ③人間により持ちこまれたものによる危機）が依然として進行しています。

生物多様性の保全を図ることは、とりもなおさず私たちの命と暮らしを支える基盤を守ることです。自然環境豊かな三重県は、豊富な農林水産資源を享受するだけでなく、水源かん養※やCO<sub>2</sub>吸収の恩恵を受け、自然災害からも守られているのです。

私たちは、自然のもたらす恵沢を将来にわたって継承していくためにも、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでいく必要があります。

また、私たちの暮らしの周りには、身近な緑をはじめ、歴史的・文化的な街並み等、日常の生活にやすらぎとうるおいを与えてくれる、付加価値の高い風景や空間があります。このような良好な景観は、豊かな心や感性を育み、人と地域の絆をより深め、地域の力の源となります。

こうした身近な自然環境とのふれあいや歴史的・文化的な景観等、良好な景観の保全や再生、創造、そして次世代への継承に取り組んでいくことは、身近な生活環境保全のための大切な取組となります。

### ● 基本目標の対象とする施策の範囲

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全とします。

#### 基本目標Ⅱの内容

自然生態系の中で多様な生物が互いに影響し合い、バランスを維持し続けることで自然環境が健全に保たれ、飲料水や食糧供給等さまざまな恵みを私たちにもたらし、また将来にわたり利用可能となるとともに、私たちの暮らしに身近な生活空間では、日々うるおいと快適さを実感できる風景が十分に備わっている社会となることをめざします。

## ⑥ 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

### (1) 三重県の政策展開「みえ県民力ビジョン～県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重～」の考え方

三重県では、新しい三重づくりを、安全・安心を軸とするものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行っていくこととしています。

三重県には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」を担ってきた実績があります。「協創」とは、その積み重ねを生かし、さらに深化させ、県民それが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出すことです。

「みえ県民力ビジョン」では、自ら力を発揮する機会を見い出し、主体的に社会づくりに関わる（アクティブ・シチズン<sup>\*</sup>として活動する）ことによって得られるものを「新しい豊かさ」とするモデルを示し、みんなが力を合わせ、県民力を結集して「幸福実感日本一」の三重をめざしていくこととしています。

ここでは、「幸福」は、自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見い出し、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることで実感できるものとしています。

### (2) 県政運営の基本姿勢

#### ① 県民との「協創」の取組を進めるために

県民の皆さんを、新しい三重づくりの主体としてとらえ、一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動できるよう、自立し行動する県民となるための支援（県民力養成支援）、社会での活動が広がっていくための絆づくりの支援（県民力拡大支援）、県民の皆さんのが主体として活躍するための場の拡大（県民力発揮支援）の3つの支援を行います。

## ② 県民に成果を届けるために

県民の皆さんニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果を実感してもらえるよう現場重視での事業の実施、市町との連携の強化、県域を越える広域行政への取組を進めていきます。

## ③ 県民の信頼をより高めるために

県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくため、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があることから、職員力の向上を進め、持続可能な財政運営に努めるとともに、県政運営の仕組みの見直しに取り組みます。

## (3) 県の環境保全施策の進め方

三重県では、環境保全分野においても、「協創」により取組を進めていくため、県民の皆さんが、自立し行動する主体（アクティブ・シチズン）として、自ら力を発揮する機会を見い出し、主体的に社会づくりに参画していくだけることを期待しています。

このため、「三重県環境基本計画」を推進するにあたっても、「みえ県民力ビジョン」の基本理念を踏まえ、県民の皆さんが環境保全の取組を実践される中で、自ら力を発揮する機会を見い出し、「幸福」を実感できるよう、必要な環境整備を実施していきます。